

復興加速化会議と復旧・復興事業の 施工確保対策について

国土交通省大臣官房技術調査課
くほ たかゆき
事業評価・保全企画官 久保 宜之

1. はじめに

東日本大震災が発生してから3年が経つ。犠牲者の方々に哀悼の意を表すとともに、いまだ避難生活を送られている方々に対してお見舞い申し上げたい。被災地では国、地方公共団体ともに入札不調等の発生率が高く、現場の施工確保に一抹の不安が広がっている。一方で、引き続ききめ細やかな状況把握、監視は必要であることはもちろんだが、多くの事業で再発注時の工夫等によりほぼ契約できている状況であり、入札不調等の発生率がすなわち事業の未執行率かのような理解は拙速である。入札不調の解消や事業の進捗のための施工確保対策については引き続き現場の状況を捉えて必要に応じて対策をとっていかねばならない。本稿ではこれらの対策の決定の場の一つになっている復興加速化会議について説明する。

2. 復旧・復興事業の施工確保のための意見交換の場について

復興加速化会議は、東北地方整備局が中心となつて平成25年3月に始まり、今年の2月1日で第3回となる。同会議について説明する前に、東日本大震災の被災地における復旧・復興事業の施工

確保に向けて取り組まれてきたそれぞれの枠組みについて記したい。東日本大震災の被災地における公共工事の施工確保に関して意見交換を行う会議はいくつかある。

まず、「復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会（以下「連絡協議会」とする）」である。平成23年12月から始まったこの会議では、平成24年2月に復興JV制度の創設等を含む「国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策」を打ち出した。平成24年6月には「国土交通省における復旧・復興事業のさらなる施工確保対策」として、宿泊等に関わる間接費の設計変更の導入や建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入などの新たな対策に取り組んだ。このように、連絡協議会では、関係する国の機関や被災3県および仙台市、建設業団体などが一堂に会し、意見交換を行うことで共通認識を醸成し、必要に応じて対策に結び付けてきた。連絡協議会は、現在も引き続き開催しており、平成26年1月に第8回を迎えた。

また、特に資材確保に主眼を置いた情報交換の場として「建設資材対策東北地方連絡会（以下「資材連絡会」とする）」がある。資材連絡会では、発注者（行政）と受注者（建設業団体）に加え、生コンクリート、アスファルト、砕石、砂利、コンクリート製品など各種資材の生産者が参画し、資材の需給状況や逼迫傾向を緩和するため

の方法などについて議論している。資材連絡会では、各県分会でそれぞれの県内の状況を事細かに共有できる体制とした。宮城県分会では、宮城県より気仙沼地区および石巻地区における生コンクリート仮設プラント設置事業の提案があり、すでにこれに基づく仮設プラントの稼働が平成26年4月に控えている。一方、災害公営住宅の整備に伴う資材の確保は、それまで太宗を占めていた土木工事とは異なる建築工事特有の事情もあることに鑑み、「災害公営住宅整備に係る資材対策等に関する情報連絡会」を資材連絡会の災害公営住宅部会と位置付けて平成25年9月に開催することとした。特に災害公営住宅については避難されている被災者の方々の住まいに関わる問題のため、生コンクリートの生産者側に災害公営住宅整備への優先供給を要請するなどの役割を担った。

こういった施工確保に係る意見交換の素地がある中で、復興加速化会議では、施工確保を主題に、さらなる対策について意見交換している。また、当会議は東北地方整備局が中心となって仙台市内で開催してきたが、全てに太田国土交通大臣自ら参加されており、参加者との議論の中で、対応が必要になると判断されれば、その場で新たな施工確保対策について大臣自ら指示するといった機動的な対応が可能となっている。

3. 復興加速化会議の開催経緯

復興加速化会議は、平成25年3月、10月の2回に加え、先日（平成26年）2月の計3回開いてきた。ここでは、先の2回においてどのような議論がされ、どのような対策が打ち出されたのかを振り返る。

平成25年3月復興加速化会議（第1回）

- ・生コンクリートの需給について地区ごとにきめ細やかに把握
- ・岩手県内の宮古地区、釜石地区において直轄仮設プラント設置を決定

最初に開いた復興加速化会議においては、特に遠隔地に運搬不可能な生コンクリートについて、プラントの生産能力やその供給可能範囲での需要予測などを分析した。特に三陸沿岸道路工事の施工が本格化する平成26年度以降に向けて、宮古地区、釜石地区それぞれにおいて直轄事業による仮設プラントを設置することを決めた。このように、現場の漠然とした不安に対して、明確なデータをもって検討することにより、必要な対策は行いつつ、現行でも支障のないところではしっかり事業を進めることの重要性を認識共有した。

平成25年10月復興加速化会議（第2回）

- ・引き続き生コンクリートの需給について地区ごとにきめ細やかに把握
- ・宮古地区、釜石地区の直轄仮設プラントの稼働目標を設定（平成26年9月）
- ・国・地方公共団体の発注見通しを統合し、公表する仕組みを構築
- ・職員や技術力が不足する被災市町村に対し、整備局から用地職員を派遣して相談に乗る体制を構築

第2回の会議では、第1回で打ち出した直轄仮設プラントの稼働開始時期を明確にするよう指示を受け、平成26年9月から稼働することとしたほか、建設業界が人材や資材を確保する段取りを容易にするため、国と地方公共団体で公表している発注見通しを地区ごとに統合して公表することとし、平成25年11月から運用を開始した。また、この回では、施工確保と毛色の違う用地取得の話題にもなった。用地取得加速化プログラムなど復興庁が中心となって進めているところであるが、東北地方整備局としても用地職員を派遣するなど地域の支援体制の一翼を積極的に担うこととした。

このようにして、復興加速化会議の開催により、施工確保を中心に東北地方整備局が担うべき役割やその目標等を明確化することになった。

日時・場所
 日時：平成26年2月1日(土) 10:15～11:45
 場所：仙台勝山館 4F 彩雲

出席者
 【国】国土交通省 太田大臣、土井政務官、技術審議官、土地・建設産業局長、東北地方整備局長 他
 【地方公共団体】宮城県知事、仙台市長 他
 【業界団体】東北建設業協会連合会、日本建設業連合会東北支部、全国生コンクリート工業組合連合会東北地区本部、宮城県地域型復興住宅推進協議会 他

各参加機関・団体の主な発言

宮城県	実質入札不調率は昨年度より下がっており、工事は着実に進捗。沿岸部の大型土木工事や災害公営住宅について、発注ロットの大型化や入札参加条件の拡大など不調対策に重点的に取り組む。	東北建設業協会連合会	人手確保には適切な価格設定が非常に重要。労務単価引き上げや復興係数の適用に感謝。発注ロットの拡大と合わせ、技術者の有効活用のためCランク範囲の適用拡大を。
岩手県	昨年7～9月の内陸での豪雨災害により不調工事が増えたが、随意契約等によりほぼ契約できている。各施工確保対策の適用を内陸部に拡大するなど引き続き対策を講じていく。	日本建設業協会連合会	11月公表が開始された発注見通しの統合は有効な施策。人手・資材は何とかやり繰りできているが、さらなる技術者要件の緩和や工期設定の弾力的な運用を。
福島県	災害復興公営住宅の整備戸数を拡大。内装にプレハブ材を活用するなど省力化を図りながら進めていく。	全国生コン工業組合連合会	供給責任を果たすべく引き続きさまざまな努力をしたい。内陸部の生コンプラントを二次製品製作に活用してほしい。
仙台市	不調工事は再発注により着実に契約しており、大きな影響はない。復興公営住宅への入居が今春始まるほか、本年3月末には復興工事の発注をおおむね終える予定。		



第3回 復興加速化会議

太田大臣発言概要

- 現場において、各県・市、各業界団体が緊密に連携し、工夫をしながら復興を進めていただいていることが分かった。
- 整備局において、発注者協議会等を活用しつつ、地元業界に直接確認するなどして現場の状況を毎月本省に報告すること。
- 「復興係数による工事費の補正」および「単品スライドの請求手続きの簡素化」は、きちんとさせていただく(速やかに実施する)。
- コンクリート構造物を工場製品に転換するなど技能労働者の必要人数低減に繋がる方策を指導していきたい。
- 工期の弾力化(工期設定の弾力的な運用)については大事な問題であるので、検討を進めていきたい。

図 1 復興加速化会議(第3回)の概要

4. 平成26年2月1日開催の第3回会議について

公共工事の円滑な施工確保にとって重要な要素の一つである公共工事設計労務単価については、平成25年4月に続き、平成26年2月1日からさらに引き上げられた。正にその適用開始日である2月1日に、仙台市にて復興加速化会議(第3回)を開催した(図1)。

今回は、特に二つの新たな対策について実施を決めた。具体的には「復興係数による間接工事費率の補正」および「単品スライド手続きの簡素化」である。

(1) 復興係数による間接工事費率の補正

被災3県においては、すでに施工効率の低下によって歩掛を補正(日当たり施工量の低下に伴う稼働日数の延伸)する復興歩掛を土工、コンクリート工について設定していたところである。一方

被災地での工事の実態

- ・工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足により、作業効率の低下が生じており、直接工事費だけでなく、間接工事費(共通仮設費および現場管理費)についても現場の実支出が増大している。

上記の結果、積算額と支出実態とが乖離し、入札不調・不落が頻発

実態調査に基づき、間接費の割り増しを行う「復興係数」を導入する

「復興係数」による間接工事費補正の概要

補正対象地域: 被災3県(岩手県、宮城県、福島県)

補正対象工種: 被災3県にて施工される全ての土木工事

補正方法: 対象額により算定した共通仮設費率および現場管理費率に以下の復興係数を乗じる。

共通仮設費: 1.5 現場管理費: 1.2

図 2 “復興係数”による間接工事費の補正

建設マネジメント技術 2014年3月号 13

- 契約後の資材価格変動に対応する単品スライドは、通常、搬入月ごとの数量と材料単価を把握するため、**証明書類(納品書、領収書等)をとりまとめ・提出する必要がある。**
- 今月から、**実勢単価等の官積算により算出**することで、**証明書類のとりまとめ・提出を不要とし、受発注者の負担を軽減し、簡素化を図る。**

■対象地域：東日本大震災 被災3県(岩手県、宮城県、福島県)を施工地域とする公共工事
 ■スライド額算出方法：
 スライド額＝(価格変動後の金額－価格変動前の金額)－(請負代金額×1/100)
 価格変動後の金額算出方法を次のとおりとする。

	価格変動後の金額の算出方法 (Σ単価×数量)		
	単価	数量	
現行	搬入月の実勢単価	搬入月ごとの数量 (提出された証明書類で確認)	安価な方を採用 (受発注者の負担大)
	搬入月の購入単価		
簡素化	出来高増加月*の実勢単価	出来高増加量*から算出される搬入月毎の数量	実勢価格等官積算により算出 (受発注者の負担減)

※ 出来高報告書等の発注者が有する情報により出来高増加月や出来高増加量を把握。

図 3 手続き簡素化の試行(単品スライド条項)

で、共通仮設費や現場管理費においてもダンプ等の不足や資機材搬入の遅れにより施工効率が低下していることが確認できたため、実態に合わせて共通仮設費率に1.5倍の割増し補正、現場管理費率に1.2倍の割増し補正を行うこととした。これについては基本的に2月以降契約から適用対象としている(図 2)。

(2) 単品スライド手続きの簡素化

単品スライドについては、あらかじめ適用可能かおおよそ概略の計算をした上で、対象となる可能性があると認識した段階で価格上昇傾向であれ

ば受注者側が請求し、価格下降傾向であれば発注者が請求することになる。

本件、直轄職員においては支障なく手続きを行うことができているものと考えているが、それぞれの材料購入時の伝票を受注者が提出し、発注者がチェックする仕組みは、特に単品スライドの実施経験のない市町村職員にとっては敷居が高い作業かもしれない。このため、直轄事業において試行的に実施していることを前提に、市町村においてもスライド条項が適切に実施されることも期待して、単品スライド手続きを被災3県を対象に試行的に簡素化した。これは、これまで単品スライ

- 技能労働者の確保対策として、「設計労務単価の引き上げ」「間接工事量の補正」のほか、現場打ちコンクリート構造物のプレキャストコンクリート製品への転換の拡大などにより、技能労働者(鉄筋工・型枠工)の必要人数の低減を図る。

横断ボックスにおけるプレキャストコンクリート製品の施工状況

- 三陸沿岸道路の横断ボックスについては、特殊な構造のものを除いてプレキャストコンクリート製品への転換の拡大を図る。

◆ 平成26年度以降 → 約 200カ所

プレキャストボックスの搬入・据付状況



通常、現場打ちコンクリートで施工する。内空断面が4m程度以上の大型のボックスカルバートをプレキャストコンクリート製品に転換。

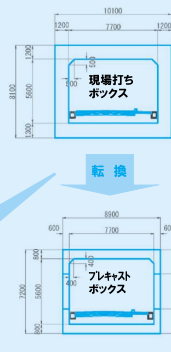


図 4 技能労働者の確保に着目した施工確保対策

ドの適用ができていない市町村向けに簡素化手法を提案してきたところ、「直轄事業において実施されない手法を採用することは内外への説明が難しい」との意見が多かった経緯があるためでもある(図 3)。

その他にも不足気味の鉄筋工、型枠工などの技能労働者の方々の手間を軽減するボックスカルバートの活用など、円滑な施工確保に向けた工夫について共有された。これまでの施工確保対策を最大限に活用し、これら新たな対策とともに着実に契約し、事業を執行することが求められている。それぞれの施工確保対策についても引き続き活用状況や実勢に合わせた見直し等を図っていくことが重要である(図 4)。

で説明してきたが、事業を円滑に執行しつづけるためには、現場の施工実態や資機材の需給など刻一刻と変化する事象を的確に把握し、必要に応じて対応していくことが重要である。また、全国的に工事件数や工事量が増えている中で、入札不調等の発生は被災3県に限ったものではない。われわれが被災3県の施工確保対策で試行的に実施している対策の中には、全国的な入札不調等の発生率低下の糸口になると考えている。このため、これら被災地で得られた知恵を全国に展開することにより、被災地の復旧・復興を最優先に進めることはもちろんのこと、全国的な施工の確保を進めて参りたい。

最後に、当会議の開催に関わり、調整・準備に当たられた皆様、現場に関わる皆様に感謝申し上げます。

5. おわりに

これまで復興加速化会議と施工確保対策について

○建設業者の不足、人材・資材の不足や価格高騰の状況で、復旧・復興事業の円滑な施工を確保するため様々な対策を実施。				
工事着手前	発注準備積算	入札公告	契約着工準備期間	工事中
<p><事業推進体制の強化></p> <ul style="list-style-type: none"> ■対策1. 復興まちづくりにおけるCM方式の活用 ■対策2. 事業促進PPPの企画・導入 ■対策28. 発注見通し統合化(H25.11.1~) <p><建設資材対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ■対策3. 「建設資材対策東北地方連絡会」資材需給情報共有・調整 ※資材/地区別分會も開催 ○新たに「災害公営住宅専門部会」を設置 ■対策4. <生コン対策> 砂の確保(ストックヤードの確保・域外調達) ○ひっ迫する生コン用骨材(砂)として、川砂(河川・ダム湖)を供給支援 ■対策5. <生コン対策> ・コンクリート製品等への転換 ・港湾工事における「ミキサ船」の導入 ○<生コン対策> ・仮設公共プラント設置 	<ul style="list-style-type: none"> ■対策6. 実勢価格を反映した設計工事労務単価の改定 ○H25.4改定で被災3県前年度比約21%UP ○H26.2改定で被災3県H25.4比約8%UP ■対策7. 市場高騰に対する労務費・資材費の見積活用による積算 ■対策8. 資材の積算単価に毎月公表される速報価格を採用 ■対策9. 宿舍設置に伴う費用の積上げ計上 ■対策10. 地域外からの労働者確保に関する間接費補正 ■対策11. 施工箇所が点在する工事の間接費の算定 ■対策12. 被災地で使用する建設機械損料(維持修繕費率)を補正 ■対策13. 土工とコンクリート工における復興歩掛りの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ■対策14. 発注ロットの拡大 ■対策15. 地域要件の緩和(県内→東北管内企業まで拡大) ■対策16. 地元企業の参加可能額の拡大(B+C)。(拡大C) ○被災3県の全工事に運用拡大(H26.1~) ■対策17. 復興JVの活用 ■対策18. 「技術提案一括審査方式」の導入 ○複数受注可方式にも運用拡大(H26.1~) ■対策30. 総合評価(二極化)導入による入札手続きの簡素化(H26.1~) ■補助者配置で若手技術者の確保・育成(H26.1~) ■対策32. “復興係数”による間接工事費の補正(今回H26.2~) 	<ul style="list-style-type: none"> ■対策19. 契約時点の最新単価に基づく契約変更 ■対策20. 工期における余裕期間の設定 ■対策25. 物価変動等に伴うスライド変更(インフレ/単品 スライド) ○手続き簡素化の試行(単品スライド)(今回H26.2~) ■対策26. 適切な工期延長対応 ○工期延長に伴う適切な経費計上の徹底(H26.1通知) ■対策27. 設計変更等による柔軟な運用の実施(既契約工事への設計変更による追加など) ■対策29. 土砂・碎石の供給先引渡し単価の適用(積算変更)(H25.11.6~) ■対策31. 監理技術者の途中交代の要件緩和 	<ul style="list-style-type: none"> ■対策21. 一人の主任技術者による2以上の工事現場の管理 ○近接の間隔を10km程度に緩和 ■対策22. 技術者及び現場代理人の配置緩和措置の適切な活用 ■対策23. 宿泊費等に係る間接費の設計変更 ■対策24. 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更 <p>(凡例) <対応策の目的></p> <ul style="list-style-type: none"> ■官民の協力・連携 ■発注の円滑化 ■必要な費用の適正な積算 ■技術者・技能者の確保 ■資材の確保 <p>(凡例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○10月以降の施策 <p>(凡例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東北地整独自運用

【復旧・復興事業の施工確保対策一覧】